第 5092 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2014年)平成26年10月22日 水曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区備後町2－4－6 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ 新相続時精算課税制度

Q：来年度から、新しい相続時精算課税制度が始まるそうですが、どのような内容なのですか？

A：相続時精算課税制度が拡充され、60歳以上の者から20歳以上の孫への贈与にも適用することができるようになります。

【解説】

平成25年度の税制改正によって、相続時精算課税制度が拡充され、次の贈与にも適用されることとなりました。

贈与者：60歳以上の祖父母

受贈者：20歳(その年１月１日現在)以上の孫

この制度を適用しますと、2,500万円までの贈与には贈与税がかからず、2,500万円を超える部分の金額に対して一律20%の税率で贈与税がかかることとなります。

また、この制度は贈与者ごとに、また、受贈者ごとに選択適用できることとなっていますので、たとえば、父から長男に対する贈与にはこの制度を適用し、次男には通常の贈与を適用するということもできますし、また、母からの贈与は長男、次男とも通常の贈与を適用するということもできます。

つまり、片親だけに適用することもできるし、両親共に適用を受けることもできるというわけです。

なお、この制度の適用を受けた贈与財産は、相続時に相続財産として、相続税の対象に含め、納めた贈与税額があるときは、これを相続税額から控除して精算することとなっています。